

令和8年度  
「市民生活応援 デジタル地域ポイント給付事業」  
参加店舗（ポイント利用が可能な店舗）募集案内

京都 きょうぼ ポイント

京都ポイント（きょうぼ）参加店舗事務局

## 1 はじめに

「市民生活応援 デジタル地域ポイント給付事業」は、物価高の影響を緩和するため、国の経済対策の交付金を活用し、物価高騰等の影響を受けている市民生活を応援するとともに、市内での食料品や日用品の購入などに使用できる京都市デジタル地域ポイント（以下「ポイント」という。）を給付するものです。

本冊子では、ポイントが利用できる店舗として本事業に参加していただく店舗の皆さまに対して、募集内容をご案内します。

## 2 「市民生活応援 デジタル地域ポイント給付事業」の概要

- (1) 給付対象者  
給付・ポイント利用期間中において、給付申請時点で京都市に住民登録がある者
  - (2) 給付・ポイント利用期間  
令和8年8月1日（土）～令和9年2月28日（日）
  - (3) 給付方法
    - ・ 令和8年8月1日（土）からスマートフォン等の専用アプリケーションを用いて、マイナンバーカードによる本人認証（給付申請）を行った給付対象者1人につき、5,000円相当分のポイントを給付します（登録された市内の店舗で利用可能）。
    - （スマートフォン等をお持ちでない方などへの対応）
    - ・ 京都ポイントの給付開始に合わせ、区役所・支所や商業施設等に支援窓口を設置します。
    - ・ ご家族等のスマートフォン等で、まとめて京都ポイント（きょうぼ）の受取が可能です。
    - ・ 京都ポイント（きょうぼ）に代えて、支援窓口で5,000円相当の日用品・食料品等のお申込みを受け付ける予定です。
- ※ お申込みには、申請状況等の確認のためにマイナンバーカードによる本人確認が必要です。

（留意事項）

- ・ 京都ポイント（きょうぼ）の給付申請には、マイナンバーカードと4桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書の暗証番号）が必要です。

## 3 参加店舗登録にあたっての参加資格

- (1) 京都市内に店舗が所在していること。
- (2) 京都市デジタル地域ポイント給付事業実施要綱第6条第4項各号に該当する物品やサービスのみを取り扱う事業者でないこと。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項に該当する店舗でないこと。

## 4 ポイントの利用対象外の物品やサービス

- (1) 来店を伴わない商品の購入
- (2) 不動産や金融商品
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項に該当する営業

- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) その他、本事業の目的から適切でないとするもの

## 5 参加店舗の責務

- (1) 関係法令等を遵守し、京都市及び京都ポイント（きょうぽ）参加店舗事務局との連絡体制を整備してください。
- (2) 市民の方が安心してポイントの取引が行えるよう、本事業の目的等を十分に理解し、利用者に対応する体制を整備してください。
- (3) 送付された掲出物等をわかりやすい場所に掲示し、参加店舗であることを明示してください。
- (4) 市民の方がポイントを利用される際には、利用者のスマートフォン等の画面に表示される「店舗名」、「日時」、「利用ポイント」が正確であることを必ず確認してください。  
なお、消費者に不正使用の疑いがあるときは、利用を拒否し、その旨を京都ポイント（きょうぽ）参加店舗事務局に連絡してください。
- (5) 京都市及び京都ポイント（きょうぽ）参加店舗事務局からの確認等に対しては、誠意をもって対応してください。
- (6) 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに京都ポイント（きょうぽ）参加店舗事務局へご連絡ください。
- (7) 本事業の実施に当たり、利用者からの苦情や紛争が生じた場合で、参加店舗側の責に帰すると認められる場合は、ご自身により解決に向けて努めてください。
- (8) 本事業終了後は、アンケート調査にご協力ください。
- (9) 一時的に本事業の参加店舗となることは認められません（店舗の改装に伴う一時休業等、やむを得ない場合は除きます。）。

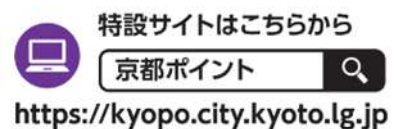
## 6 参加店舗のお申込み

- (1) 申込期間  
令和8年5月1日（金）から令和9年1月31日（日）まで  
※ 令和9年2月1日（月）以降のお申込みを希望される場合は、個別に京都ポイント（きょうぽ）参加店舗事務局までご相談ください。
- (2) 申込方法  
参加店舗登録を希望される方は、本案内の「誓約事項」に同意していただき、次のいずれかの方法でお申込みください。

### **ア WEB申込** :

<https://c018e407.form.kintoneapp.com/public/401476088928b618e27bcde82b79c63366fb625c8e0f9bd2036615286594f76a>

- ※ 専用サイトの申込フォームに必要項目をご入力いただき、お申込みください。
- ※ 基本的には、お手間をおかけしないWEB申込を推奨します。



### **イ 郵送又はFAXでのお申込**

本案内に添付している申込書を、次の宛先へお送りください。

（宛先）

京都ポイント（きょうぽ）参加店舗事務局  
〒612-8053  
京都市伏見区東大手町768 こやまビル 2階  
電話番号：0570-036-352  
FAX：075-365-7713

### (3) 留意事項

- ・ 京都市内に複数の店舗を持つ事業者の方は、複数の店舗をとりまとめてお申込みいただくことができますので、特設サイトに掲載している「複数店舗事業者用申込書 (Excel)」に必要事項を記入のうえ、京都ポイント (きょうぽ) 参加登録事務局 ([kyopo@dejipo.com](mailto:kyopo@dejipo.com)) にメールでご提出ください。

その場合、全ての参加店舗に本案内の内容を同意していただき、各店舗の名称、所在地、(郵便番号を含む)、電話番号、担当者氏名等の登録が必要です。

- ・ 本事業では利用者が店舗に設置された二次元コードを専用アプリで読み取り、利用するポイントを指定して、利用します。

二次元コードは店舗ごとに発行しますが、施設内に複数のテナントがある場合は、テナントごとに異なる二次元コードを発行します。また、店舗内のレジや売り場ごとに管理したい場合は、それぞれ二次元コードを発行することも可能です。

### (4) その他

本事業は令和8年度中をもって終了しますが、京都ポイントについては、継続的な運用を検討しており、特段のお申し出がない限りは、参加店舗としての登録は、今回の給付事業終了後も有効とします。

## 7 申込み後の流れ

### (1) 審査及び登録 (お申込みから最短1～3開庁日)

申込み受付後、お申込内容や実店舗の存在確認等を行い、要件に合致していれば参加店舗として登録します。登録が完了次第、京都ポイント (きょうぽ) 参加登録事務局からメール等をお送りします。

### (2) スターターキットの送付 (7月以降順次)

登録が完了しましたら、マニュアル、二次元コード、店舗掲出用ステッカー等のスターターキットをお送りします。

### (3) 利用開始

店舗に二次元コード等を掲出いただいてから利用開始となります。

なお、登録後であっても、以下の事由に該当する場合は、登録を取り消すことがあります。

- ・ 参加店舗が営業を終了したとき
- ・ 参加店舗の登録要件に該当しなくなったとき
- ・ 虚偽等の申込みにより登録を受けたとき
- ・ ポイントの利用範囲を超えて物品及び役務の提供を行ったとき
- ・ その他、京都市が参加店舗として適切でないと認めたとき

## 8 ポイントの精算

### (1) 精算手続き

利用されたポイントは、月2回、参加店舗から申し出のあった預金口座にポイントに相当する金銭をお振込みします (1ポイントにつき1円相当)。

精算は、取引されたポイントのうち、未精算分について、事務局運營業務運営事業者として、京都市から委託を受けたコンソーシアム (代表者：キャリアリンク株式会社 代表取締役 成澤 素明) が取りまとめのうえ、参加店舗に代わって、京都市に請求します。

なお、精算及び振込に関する手数料について参加店舗の負担はありません。

(2) 振込予定日

- ・ 令和8年 8月31日(月)(令和8年 8月15日(金)までの利用分)
- ・ 令和8年 9月15日(火)(令和8年 8月31日(月)までの利用分)
- ・ 令和8年 9月30日(水)(令和8年 9月15日(火)までの利用分)
- ・ 令和8年10月15日(木)(令和8年 9月30日(水)までの利用分)
- ・ 令和8年11月 2日(月)(令和8年10月15日(木)までの利用分)
- ・ 令和8年11月16日(月)(令和8年10月31日(土)までの利用分)
- ・ 令和8年11月30日(月)(令和8年11月15日(日)までの利用分)
- ・ 令和8年12月15日(火)(令和8年11月30日(月)までの利用分)
- ・ 令和9年 1月 4日(月)(令和8年12月15日(火)までの利用分)
- ・ 令和9年 1月15日(金)(令和8年12月31日(木)までの利用分)
- ・ 令和9年 2月 1日(月)(令和9年 1月15日(金)までの利用分)
- ・ 令和9年 2月15日(月)(令和9年 1月31日(日)までの利用分)
- ・ 令和9年 3月 1日(月)(令和9年 2月15日(月)までの利用分)
- ・ 令和9年 3月15日(月)(令和9年 2月28日(日)までの利用分)

※ 上記日程は予定のため、実際の振込日と変更となる場合があります。

(3) 利用されたポイントの確認

各参加店舗のポイント利用状況は、参加店舗に割り当てられたインターネットの管理画面で随時確認できます(インターネット環境が必要です)。

詳細は、スターターキットの送付時にお送りするマニュアルをご確認ください。

なお、月2回、京都市からお振込みする金額に疑義がある場合は、至急、京都ポイント(きょうぽ)参加店舗事務局までご連絡ください。

## 9 登録の解除

登録の解除を行う場合は、京都ポイント(きょうぽ)参加店舗事務局にご連絡ください。参加店舗一覧からの削除等の手続きを順次行います。

## 10 その他

- (1) 本案内に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、京都市がその対応を決定します。
- (2) 参加店舗の情報(店舗名称、所在地、業種)は、「参加店舗」として専用アプリ及び京都ポイント(きょうぽ)公式ホームページに掲載します。
- (3) ポイントの利用者に不利益を与える行為や故意により京都ポイント(きょうぽ)参加店舗事務局等に対して損害を与える行為等を行った場合は、精算の拒否又は損害賠償を求める場合があります。
- (4) 個人情報については、本事業に関する業務の範囲でのみ利用・管理・保管されます。
- (5) 参加店舗が本事業に関わる広報告知物等を作成する際には、事前に京都市の承認が必要となります。

## 11 誓約

参加店舗登録に当たり、次のことについてご誓約いただきます。

### 誓約事項

1. 商品の販売、又はサービスの提供なくポイントの換金を行いません。
2. ポイントを利用できない商品に対して、ポイントでの支払いを受け付けません。
3. ポイントの利用期間中(令和8年8月1日～令和9年2月28日)及び京都ポイント(きょうぼ)の運用が継続する限りにおいて、特段、登録の解除を申し出ない限りは参加店舗として事業に参加します。
4. ポイントの取扱い、参加店舗の責務のほか本案内に記載されている内容に同意し遵守します。
5. ポイントの精算に当たっては、事務局運営業務運営事業者として、京都市から委託を受けたコンソーシアム(代表者: キャリアリンク株式会社 代表取締役 成澤 素明)が取りまとめのうえ、参加店舗に代わって京都市に請求を行うことに同意します。
6. ポイントの利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
7. ポイントの利用に関して、京都市及び京都ポイント(きょうぼ)参加店舗事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
8. 店舗名・所在地・電話番号・業種の公表(専用アプリ、特設サイトへの掲載)について同意します。
9. 登録する店舗は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
10. 登録する店舗は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項に該当する店舗ではありません。

### 【問合せ先】

京都ポイント(きょうぼ)参加店舗事務局  
〒612-8053  
京都市伏見区東大手町768 こやまビル 2階  
電話番号: 0570-036-352  
FAX: 075-365-7713  
e-mail: [kyopo@dejipo.com](mailto:kyopo@dejipo.com)

## よくある質問

### 【参加登録】

小売りだけではなく、各種サービス業や飲食業も参加登録は可能か。

可能です。

医療機関、調剤薬局等の参加登録は可能か。

可能です。ただし、来店を伴わない商品の購入等、ポイント利用要件に合わない商品の購入やサービスの利用にはご利用いただけません。

紙、FAX で申し込む場合、押印や証明書類は必要か。

参加登録に当たって、押印や各種証明書類のご提出は不要です。

店舗が複数あり、一括で店舗登録行いたいが可能か。

可能です。

複数店舗の一括でのご登録を希望される場合は、特設サイトに掲載している「複数店舗事業者用申込書 (Excel)」に必要事項を記入のうえ、事務局 (kyopo@dejipo.com) にメールでご提出ください。

### 【ポイント利用】

利用者（お客様）の二次元コードを店舗側が読み取る CPM 方式の対応は可能か。

対応できません。利用者（お客様）が店舗に設置されている二次元コードを読み取る MPM 方式のみのご提供となります。

店舗での取引状況はどのように確認するのか。

PC 等から、ご提供する事業者コンソールを開き、メニューの中から「取引履歴」をクリックすると、画面に取引履歴が表示されます。

取引のあった日時や店舗名、利用ポイントなどの情報がリアルタイムでご確認いただけます。

本社（団体本部等）で、店舗ごとの取引状況を確認することができるのか。

一括でお申込みされた場合は、PC 等から、ご提供する事業者コンソールにおいて、リアルタイムで各店舗の取引状況を確認することができます。

返品（返金）等での利用ポイントの修正は可能か。

可能です。

PC等から、ご提供する事業者コンソールにおいて、メニューの中から「取引履歴」をクリックし、画面下部の「取引履歴」の表の操作区分に「返金」ボタンが表示されますので、ボタンを押し、確認画面で「OK」をクリックすると瞬時にキャンセルが完了します。

ただし、月2回の締日（15日と月末）については、締日の翌日以降は、それ以前のポイント利用の修正処理ができなくなりますのでご注意ください。

詳細な操作マニュアルは後日、ご提供します。

ポストレジ等との連動の関係で、ポイント利用を細かく把握するため、レジごとに二次元コードを提供してもらえるのか。

店舗ごと、レジごとに二次元コードの提供が可能です。  
お申込みの際に、必要枚数をご入力ください。

#### 【精算】

精算は、どのぐらいの頻度で行うのか。

月2回、店舗ごとに、利用されたポイント相当の金額をお振込みいたします。店舗側に振込手数料等、精算にかかる費用は発生しません。

#### 【その他】

アプリや管理画面の操作方法等の問合せ先はあるのか。

平日は、9時～19時、土日祝は、10時～18時、京都ポイント（きょうぽ）参加店舗事務局（0570-036-352）にお問合せください。

京都ポイントのロゴ等、各種PR関係のデータはもらえるか。周知に使いたい。

可能です。

別途、京都ポイント（きょうぽ）参加店舗事務局（0570-036-352）までご相談ください。

※ 事業者コンソールは開発中であり、仕様が変更になる可能性があります。

## 【参考】

### 京都市デジタル地域ポイント給付事業実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、物価高の影響を緩和するため、国の経済対策の交付金を活用し、市内での食料品や日用品の購入などに使用できる京都市デジタル地域ポイント（以下「ポイント」という。）の給付に際し、発行、運用及び参加店舗について必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 京都市デジタル地域ポイント 本市が指定するスマートフォン用アプリケーションプログラムにより、本市が発行し、給付対象者へ給付するポイントをいう。
- (2) 参加店舗 本事業の実施に当たり、事業者等が参加を申込み、ポイント利用が可能な店舗として登録された者をいう。

#### (給付対象者)

第3条 給付の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 令和8年8月1日から令和9年2月28日までに京都市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) その他、市長が特にポイントの給付を認めた者

#### (給付額)

第4条 給付対象者1人につき5,000円相当分のポイント（1ポイントにつき1円相当）を給付する。

#### (ポイントの給付)

第5条 ポイントは、給付対象者が、スマートフォン等でマイナンバーカードを用いて本人認証を行い、本市が指定するスマートフォン用アプリケーションプログラムを通じて取得する。

なお、給付対象者がスマートフォン等を使用できる環境にない場合は、給付対象者が指定する者の使用するスマートフォン等にポイントを付与することができる。

- 2 給付対象者がスマートフォン等を使用できる環境にない場合で、かつ、代わりにポイントを付与する者がいない場合は、他の方法に代えることができる。

#### (ポイントの利用範囲及び期間)

第6条 ポイントは、その残金に相当する額の範囲内で、参加店舗との間における取引においてのみ利用することができる。

なお、参加店舗との間における取引価格より残金に相当する額が不足する場合、不足する額を現金等により充当する場合も利用することができる。

2 ポイントは、給付を受けた本人、又は給付対象者が指定する者に限り利用することができる。

3 ポイントの利用期間は、令和8年8月1日から令和9年2月28日までとする。

4 ポイントは、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために利用することはできない。

- (1) 来店を伴わない商品の購入
- (2) 不動産や金融商品
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項に該当する営業
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) その他、本事業の目的から適切でないと認めるもの

（ポイントの利用）

第7条 利用者は、スマートフォン等からアプリケーションプログラムにより参加店舗に設置された二次元コードを読み取り、その残金に相当する額の範囲内のポイント数を設定して利用する。

（参加店舗の登録等）

第8条 参加店舗は、以下の要件を全て満たすものとする。なお、以下の要件に関わらず、本事業の目的から適切でないと認められるものは対象外とする場合がある。

- (1) 京都市内に店舗が所在していること。
- (2) 本要綱第6条第4項各号に該当する物品やサービスのみを取り扱う事業者でないこと。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項に該当する店舗でないこと。

（参加店舗の取り消し）

第9条 参加店舗が以下に掲げる事由に該当すると認められる場合は、参加店舗登録を取り消すことができる。

- (1) 参加店舗が営業を終了したとき
- (2) 参加店舗の登録要件に該当しなくなったとき
- (3) 虚偽等の申込により登録を受けたとき
- (4) ポイントの利用範囲を超えて物品及び役務の提供を行ったとき
- (5) その他、事業の目的から適切でないと認められたとき

（参加店舗の責務）

第10条 参加店舗は、関係法令等を遵守し、本市と連絡体制を整備すること。

- 2 参加店舗は、利用者が安心してポイントの取引が行えるよう、本事業の目的等を十分に理解し、利用者に対応する体制を整備すること。

(ポイントの精算手続)

- 第11条 市長は、取引においてポイントが利用された場合は、参加店舗に対し、取引に利用されたポイントに相当する金銭を支払うものとする。
- 2 精算の方法は、参加店舗から申し出のあった預金口座への振替の方法による。口座振替は、指定日として別に定める日において、それ以前までに取引されたポイントのうち精算されていない分について行う。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施等に関し必要な事項については、地域自治推進室担当部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決定の日から施行する。